

あいちトリエンナーレのあり方検証委員会第3回会議録

1 開会

(事務局長)

ただいまから、第3回愛知トリエンナーレのあり方検証委員会を開催いたします。

最初に傍聴の方々に申し上げます。受け付けでお渡しいたしました、傍聴人心得の記載事項を守り、静粛に傍聴していただきますようお願いいたします。

また、会議の様子をYouTube ライブで配信いたします。会場内におきましては、報道機関が自由に撮影を行いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

本日の配付資料は、お手元の次第、配席図、それから資料一覧に記載の各資料となっておりますが、ここで資料の一部に訂正がございます。「中間報告」という資料でございますが、こちらの方を「中間報告(案)」とすべきところを、「(案)」が漏れておりましたので、訂正いただきますようお願いをいたします。

それではまず、知事からごあいさつをお願いいたします。

2 知事あいさつ

(大村知事)

それでは、一言ごあいさつ申し上げます。皆さんこんにちは。愛知県知事の大村秀章です。本日は、第3回あいちトリエンナーレのあり方検証委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

8月1日にあいちトリエンナーレ2019が開幕し、会期の3分の2が経過いたしました。これまで40万人を超える多くの方にご来場いただいております。前回の同時期に比べて約2割増のペースということでございます。どうか残りの会期につきましても、引き続き安心安全な運営に努めまして、多くの方々に最先端の芸術作品を楽しんでいただきたいと思っております。しっかりと努めてまいりますので、よろしく願い申し上げます。

そして、この検証委員会につきましては、山梨座長をはじめ委員の先生方には、お忙しいなかにもかかわらず、8月16日の第1回、9月14日の第2回、そして9月21日の国内フォーラム、そして本日の第3回、さらにその間には、精力的にヒアリング等をしていただき、事実経過の検証等、それぞれのご専門の分野でご尽力をいただいております。心から感謝を申し上げるしだいでございます。

本日も、中間報告という形で、一定の取りまとめをお示しいただけるとお聞きいたしております。

どうか爽り多い会議になりますように、心から願いを申し上げ、私はオブザーバーとして、聞かせていただきますので、何卒よろしくお願い申し上げます。冒頭、県を代表してのごあいさつとさせていただきます。

どうか今日はよろしく申し上げます。ありがとうございました。

(事務局長)

ありがとうございました。

それでは、以降の進行は、山梨座長にお願いいたします。

3 議事

(山梨座長)

はい、どうもありがとうございました。

今、知事からお話がありましたように、本日は第3回目の検証委員会になります。

先週17日の第2回検証委員会で、皆様に、その時点までの様々な経過をご報告いたしました。その後、先週21日の土曜日に、愛知芸術文化センターで、「国内フォーラム」と題しまして、「表現の不自由展・その後」に出品している作家の方たち、それと、県民の皆さんとに色々なご意見を述べてもらう場を設定して、私ども検証委員会は、その意見を聞くヒアリングの場としても共有していきました。

それ以外にも、先週17日にお示した、中間報告の途中のものをさらに充実させて、今日はお手元にお配りしました、中間報告、先ほど「案」という字が落ちているということ、事務局の方から指摘しました。この文章については、将来的にまとめていく報告書の基本的なものとして、この案を作っていますので、まずはこの案について、その概要を説明していきたいと思えます。

その説明を、副座長の上山委員の方からお願いしたいと思えます。ではお願いいたします。

(上山副座長)

はい。

お手元の資料ですが、配付資料の一覧という紙がありますので、まずこれをご覧ください。中間報告の構成について書いております。今日は「案」がついておりますけれども、最終的にはこの中間報告と、別冊資料を5点付けた形で、中間報告にしたいと思っております。

前回の会議で使った資料では、Q&A形式の検証ポイントが、30個以上あったのですが、その後、数が60個ぐらいに増えております。基本的には検証ポイントに沿って、わかったこと、結論を、こちらの中間報告で並べている構造になっています。

別冊資料の方は、前回の会議では図表がたくさん間に入っていましたが、それらは全部抜き出して、参考データ・図表集としました。エビデンスは全部そちらに寄せるという形で構成をしています。

この二つがセットで中核をなすものです。それ以外に、前回各委員が調べてきました法

律、憲法の問題、これが別冊資料2に入っております。これは、曾我部委員の分です。それから、表現の自由に関して世界でいろいろな検閲や問題が起きていること、これについては、岩渕委員の報告をもとに別冊資料3という形にまとめていきます。別冊資料4は、国際芸術祭の傾向、アーティストの動向と、金井委員の発表をもとにまとめたものを、最終的にはつけます。別冊資料5は、太下委員のアームズ・レングスの法則に関するものを、別冊でエビデンスあるいは追加の提言的なデータという形で付ける形にします。

参考資料の1 検証ポイントQ&A一覧表というのがありますが、これは最終的には本編の中間報告の中に取り込んでいきますので、中間報告そのものに、これは含まれていきます。今日はちょっと見やすいのかたちで、別々のものになっています。

お手元に、3種類を並べてみていただくと、今日は、わかりやすいと思います。中間報告そのものとデータ・図表集、それからこの参考資料です。これらを並べてみていただく形がいいかと思います。

今日の議論の進め方ですけれども、まず、中間報告の資料の内容を、委員の間で確認しながら進めていきます。ただ時間の限りがありますので、所々飛ばしていきたいと思えます。

早速いきますけれども、全体がどういう構造になっているのか。2ページの構成になりますけれども、「検証事案の確認」、これは前回もありました。それから「これまで行った作業」の一覧、そして「開催時及び中止後の反応について」。これが今回、委員会ができるにあたって、原点の部分であります。3という形で掲げています。それから4が過去にさかのぼっての「事実関係の整理」。これは前回、詳細を出していなかったものが、今日詳細が出てきております。それから5番目の「検証結果」、これは別途、別のこの縦長の「検証ポイントのリスト」をこちらに沿って、順番に、Q&Aの形で書いていくのですが、内容がいくつかに分かれております。ちょっと煩雑ですが、この参考資料1を見る形で、まず最初に見ておきたいと思えます。

検証ポイントについては、結局どういうことだったのかということですが、大きく二つに分けておまして、一つは検証事案そのものの直接的な評価です。番号で言いますと、この縦長の1からです。2枚目もずっと行きますと、3ページ目までのところ。これが検証事案そのものに関するQ&A。それから(2)がついていますが、世界の動きとの比較分析です。これは今回を起きたことが、実は世界の国際芸術祭の流れに照らしてどうなのか、それからあと表現の自由、海外における状況というものが、実は今回のアーティストのボイコットなどに繋がっていることなど、非常に重要な部分です。国内で議論されているものとは全く別の文脈で海外については、今回のことを解釈しなくてはならない。いわば(1)は国内版の解釈で(2)は世界の人たちは、今ここで起きていることどう見るんだろうと、こういう視点で、検証結果を二つに分けて整理をしております。

中の構造ですけれども、1ページのところに戻っていただきます。検証事案のローマ数字のIが抗議、電凸、政治家発言についてと、それから、IIが企画そのものの妥当性、或い

は会場貸すことの妥当性、或いは政治性のある展示を公立美術館でやっていいのか。こういった、そもそも論のテーマ。それからローマ数字のⅢは展示作品について。展示作品、全部で23がどうだったのかということ。或いは、特に問題とされた三つの作品に関する議論、これが整理されキュレーションのあり方に関する評価というものも合わせて19番までで整理しています。

それから、ローマ数字のⅣ、20番から26番までは、これは準備のプロセスと役割分担、これが正しかったのかどうか。主に芸術監督とキュレーター、事務局、それから不自由展実行委員会の方々との役割分担、これがうまくいっていたのかどうかを中心に過去を振り返ると。もしかしたら他の方法があったのではないかということで、検証しました。

それからⅤが、今となっては起きてしまったことを振り返ることになってしまうのですが、その時々に関係者の判断、或いは責任体制についての振り返り。組織運営のそもそものあり方やガバナンス、或いは体制、予算、スケジュールと、そういったものについて、振り返り、さらに次のページに渡っていますけれども、トリエンナーレと実行委員会と県庁の役割分担の関係、或いは芸術監督に与える権限の問題、芸術監督の選び方などの問題。こういったことについて触れています。

前回も出ていた検証ポイントもあるし、今回新たに加わったポイントもあります。最後、Ⅵは、中止の判断の妥当性、或いは契約との関係、それからⅦは憲法、法律的な視点から見ると、表現の自由がキーワードになるのですが、そこから見てどうだったのかということ。それから後、世界の動きとの比較分析は、さっき申し上げた通りです。

ということで、全部で62項の検証ポイント、これを中核に中間報告はまとめております。

早速中身に入りますけれども、中間報告をおめぐりいただき3ページ、検証事案の確認。これは繰り返しですが、重要なのは、電凸などテロが起きたということが真ん中にあり、そのあとの二次的影響が非常に大きい。中止してしまったということ自体が問題なのですが、それ以降、海外のアーティストのボイコットであるとか、次回以降のトリエンナーレへの悪影響の懸念とか、こういうものについて、我々は検証するのだということです。これは先ほどの(2)、世界という視点で、世界の動きとの比較分析、そこでかなり答えが出ていると思います。

行った作業は4ページ。これは前回紹介しましたが、その後の作業としては、昨日、憲法の木村草太先生、4ページの右の真ん中にありますが、ヒアリングをし、国際政治学者の三浦瑠麗さんのヒアリングもしました。さらに日韓問題の専門家である神戸大学の木村幹先生のお話も聞いております。

それから左上、芸術監督選考委員会の委員長である建畠さんのお話も聞いており、さらにアーティストへのインタビューも、その後、少しずつ進んでいます。すべてのアーティストにヒアリングをする方針で、時間がかかります。

5ページは飛ばします。6ページは全体像、前回この図だけをお見せしたのですが、企画

からその後の動きまでの事の経緯に番号をつけて、何月何日だれが何したという形で、起きたことを一覧の形で出しました。7 ページ以降に具体的に番号を振って、重要な出来事については日付とともに、何が起きたのかを書いております。

ここはおめくりいただいて7、8、9、10と、ずっと続くのですが、後ろのQ&A検証ポイントに出てくる事象の根拠になるものが、いつどういう形で起きていたのか、詳しくここに全部列挙してある。エビデンスみたいなものであり、今日は時間もないので、これを読み上げることはせず、飛ばします。24 ページと、25 ページはちょっと見といていただきます。24 ページはさっき申し上げた世界の視点で、海外の作家のボイコットの状況とか、それから、最近の動きとして9月11日に出版作家35組で再開を目指すプロジェクト、「ReFreedom_Aichi (リフリーダム・アイチ)」を始めた。こういった次の次を考える動きを紹介しています。25 ページは海外プレスが今回の話にセンサーシップという言葉を使って憂えているということ。

検証結果については、26 ページ、これも前回お話ししました。27 ページは十分な警備だったのか。28 ページ、事前に電凸被害等を防ぐために、不自由展実行委員会の皆さんなどと十分協議をしていたのかということですが、この部分はその後の検証が出てきて、一番下のところ。結論から言いますと、不自由展実行委員会の方々は2015年に自分たちの展覧会を成功させておられる。一定のノウハウを持っているということで、いろいろなアドバイスや意見交換がありましたということ。その際に提供されたマニュアルがあるのですが、それに関して、不自由展実行委員会の皆さんは、ノウハウを提供したのだけど実行されなかったと主張されています。

しかし、事務局に提供されたマニュアルを我々が検証したところ、確かに有用なものだけれども県、県美術館が行う大規模な、しかも公的機関が行う、イベントに対するマニュアルとしては、あまりにも常識的な内容で、こちらとしては以前から知っているような内容ばかりでほとんど実施済みのことだけであったということで両者の主張に食い違いがあります。頑張れば防止できたという趣旨のことを先方はおっしゃっている。けれども、これぐらいのことは分かっていたと県庁側は主張しています。

こちらのもう1個の資料、データ図表集の5ページをご覧ください。こちらの資料集も前回とほとんど同じなのですが、新しい図が入っています。今のこのマニュアルが5ページに載っています。不自由展実行委員会から提供された危機管理マニュアルと、スタッフの心得として、いろいろ書かれているわけです。

〇〇のところ伏せ字になっておりますけれども、割と常識的なことが書いてあって、アルバイトの人などにとってはこういうものは、非常に参考になりますけれども、警備のプロからすると、普段、普通にやっていることであって、これはこれで参考にはしたけれども、これをやったからといって、あれが防げたかという、全くそんなことはないということでもあります。

検証ポイントの5の図として、6ページを引き続き見ていただきたい。この図表集の6

ページ、国内政治家の発言欄があります。その後の調査で、参議院議員、市議会議員、或いはさらに7ページで、栃木県知事、岩手県知事、福井県知事、このお三方が、8月6日以降に発言されている。愛知県知事の判断は正しいのではないかと。やはり表現の自由は損尊重しなくては行けないし、それから警備がクリアにできるなら再開したらいいのではないかとといったようなことをおっしゃっています。

前半の方は比較的批判的な意見を述べた政治家が多いのですが、後半になって冷静になってくると、愛知県知事の判断は正しいのではないかというようなコメントが相次いでいる。これがその後の調査の結果であります。

そして、30ページ、中間報告の本編に行きます。企画についてどうだったのか。これは前回お話した通り、トリエンナーレで、不自由展というテーマをやること自体は何ら問題がないのではないという結論です。

31、32は飛ばしますが33ページ、検証ポイントの9番になります。県美術館、それから学芸員が果たす役割について。愛知県の場合は、横浜などと違って実行委員会形式で、しかも県庁が実質主催する形式をとっている。美術館は場所を貸すことが中心だった。ただ、結果的に美術館で、今回の事案が発生しています。海外から見るとあそこは検閲が起きた場所だと、いわゆるスティグマ負ってしまっている。場所を貸しただけでそういうことになってしまうという意味では、非常に不本意なある種の被害者になってしまった。人材の方も出向という形で現場の実務だけを手伝っていた。そんなことでよいのかということについては、我々もかなり疑問があって、県美術館の館長とかキュレーターがもっと積極的に、制度的に参加するような仕組みを考える必要があるのではないか。これは美術館の主権のような議論に関わっていて、後の検証ポイントでも出てきます。大学には自治があるわけですが、美術館の自治といったような概念は、あまり整理されていない。これについて、今回のことを機に、県の組織規程などを見直す必要がある。

それから、後、10番、これはいろんな方から批判があった内容で重要なので、曾我部先生の方から説明をお願いします。

(曾我部委員)

はい。曾我部でございます。

33ページ10番、それから11番も関連するのですけれども、少しご説明申し上げますと、政治性の強い作品の展示を認めると、県や美術館は当該政治的主張を支持することになってしまって、不適切ではないかとそういうご意見が多々あったわけですが、美術展などは、県が直接その内容の決定に関与しているのではなく、美術館、或いはキュレーション、つまり、その美術の専門家が、その美術、アートの観点から、その芸術的価値というものを評価して展示を決めるということです。したがって、県が直接メッセージ、政治的なメッセージのある作品であれば、その政治的メッセージを支持したということにはならないわけです。

逆に、展示されている政治性のある作品を、そのメッセージの内容がおかしいということで介入すると、県としてそのメッセージを否定したということが明確になりますので、むしろその方が政治的中立性を害するというようなことになるのではないかという、そういう趣旨のコメントでございます。

(上山副座長)

そのあと、「展示作品について」というところ。35 ページは前回もかなり詳しく話をしたのでポイントだけ振り返ります。35 ページの右端の備考欄、ここが重要かと思うのですが、23 作品のうち、何を描いたものかという意味でいうと、天皇制、戦前日本、日韓関係が 5 割を占めている。明らかに政治性を帯びた作品が多い展覧会である。もっとも、私たちはそのこと自体は大した問題ではなく、むしろ不自由展というテーマの設定そのものが、実は各地の公立美術館で禁止とされたものということになっているのに、実はそうではないものかなり入っていたと、そのことがもたらす、政治性という方が問題ではないかというふうに考えました。

作品選定の基準が厳格であればよかったのに、新作の映像が入ったり、或いはどこでも禁止されなかったが政府批判的な内容のものが単に入っていたりということで、不自由の意味をかなり広く拡大解釈してしまっている。それで、見た方々に政治的偏向だという印象を与えてしまったのではないかということになりました。

それから、あともう一つ重要なのが、今回展示されなかったけれども、こうした基準に合致する作品が全国あちこちにある。あちこちにあることをパネル展示等で示し、そのうちの一部を今日展示しているということが言えればよかった。そうならば、その基準で選んだら結果的に一定の政治色があるものになったというだけで、最初から政治的偏向を狙ったものではないということがはっきりした。しかし、残念ながら今回は不自由の定義をかなり拡大解釈してしまった。禁止になったものだけを集めたわけではなかった。ここは非常に大きいと思います。

かつ、2015 年の不自由展で展示されていないものが、全体の半分以上占める。この現実を見ますと、もはや 2015 年のフォーマットをそもそも、維持してやる必要があったのかどうか。これすら疑問だということになります。ここが全体に関する大きな論点としてあります。

大浦さんの映像とそれから中垣さんの「時代の肖像」については前回議論したので、侮辱には当たらないということで飛ばします。少女像についてですが、その後の検証の結果、分析したことが幾つかある。これについては岩淵さんの方から、ご説明お願いします。

こちらの図表の方の 18 ページ。在ソウル日本大使館前の図があります。お願いします。

(岩淵委員)

はい。岩淵です。

簡単にご説明いたしますけれども、前回も前々回も、ある程度はご紹介していますが、検証ポイントとして、少女像の展示に関して、ソウルの日本大使館前に設置された少女像の撤去を日本政府が求めているということ、その主張の正当性を否定することに繋がるのではないかと。それゆえに今回の展示は不適切だったのではないかとというポイントで検証したわけです。事実として少女像は韓国国内だけではなく、アメリカ合衆国、カナダ、オーストラリア、中華人民共和国、ドイツ及び台湾、香港などの12か所に設置されている。さらに、現在も設置が計画中のものがいくつかあるということです。海外で主に、日韓関係とは無関係に、人権運動もしくはフェミニズムに関わる問題の象徴として理解されていることが多く、例えば元カリフォルニア州知事のジュリー・タン氏が言ったように、戦争時の性暴力からの女性の解放という現代に続く問題を象徴するものであるという主張がなされています。

一方、韓国国内では各地にこの像があるわけですがけれども、民衆芸術としての表現であって、民族統合のシンボルとして広く親しまれているものでもあるそうです。

反日的と批判される政治団体がシンボリックに利用しているという事実もあり、日本国内において強い反感を覚える人がいるのは事実であります。世界と我が国におけるこういう多様、かつ、複雑な状況について表現している作品の展示には、十分な説明が必要で、特に公立の美術館においては十分な配慮をしないと、誤解を招きかねないということが確認され、実際に誤解を招いたのだと思います。

備考のところでは指摘しておりますけれども、SNSが日常的に使われる時代になって、拡散される映像のみを見た人、恣意的に編集された画像や映像の使い方によっては、伝えようとする人の意図によって、内容が誤解されることがあるので、撮影禁止とSNS上の拡散禁止というのは、やむを得ない判断ではないでしょうか。

もう1枚めくっていただいて少女像の、「展示は日本人に対する一種のヘイトスピーチであって不適切ではないか」という検証ポイントが出てきたわけですがけれども、検証の結果わかったこととしては、日本の法律では、違法ではないという前提があることがわかりました。ヘイトスピーチ解消法の本邦外出身者に対する不当な差別的言動にも当たらず、ヘイトスピーチの一般的ならえ方に照らしても、少女像がそれに当たるとは言えないということになります。展示に際しての配慮が不十分であったとしても、それは法的には問題にはならないということがいえるでしょう。

資料の方の、先ほど言った13ページのところには、問題となった碑文、少女像の隣に置かれている、資料の18ページのところですが、英文と日本語の碑文そのものにある文章が掲示されています。次のページのところに行っていただいて、資料集の19ページですが、これを以前から1度、取り上げたいということで、金井委員ともお話をしていたのですが、平和の少女像を見たときに来場者がどういう反応をするか、あらかじめ想定しておくべきだったことについて、ここにざっとご紹介してあります。まず、1のところですがけれども、作品そのものとしての様式とか形態への注目ということで見ることが、次に

美しいとかかわいいとか懐かしい、悲しいといったモデルの少女への共感を感じる方がいます。人によっては自分の政治信条に合う、合わないという反応をされる方、或いは日本国内での展示が禁止されたことのある作品だという、過去の経緯への興味を持ってご覧になる方もいる。もう一つの見方は政治的プロパガンダではないかと、あらかじめそういう思いを持ってご覧になって、説明のあるなしに関係なく、直感的に反発を感じてしまう方たちもいたことでしょう。

こういった反応が考えられるのではないかとということで、左側に列挙してありますが、作家の方の意図はどうあれ、受けとめ側の問題として、少女像としての印象、政治的プロパガンダの道具であるかどうかというイメージ、それから「表現の不自由展・その後」展出品作としての意味の不確かさ、展示全体から受ける印象などで、人によって同じものを見ても、受けとめ方が多様であるということになります。

こうした問題は、あの少女像だけに関わるのではなく、近年の作品にはそういうことは珍しくなく、「受容のアート」とか「関係性のアート」と言われるタイプの作品では起こりがちなことです。作品に関して議論が喚起されることは決して珍しいことではありません。

金井さんの方からもし追加されることがありましたらお願いします。

(金井委員)

はい。岩淵委員のお話の通りかと思います。

この図表にもある通りですけれども、関係性のアート、参加型のアートということで、少女像では鑑賞者が横に座り、そこから抱くさまざまな感情、それを大切にしようといった作品の読み取りが進められていました。こうした芸術作品の多義性というのは、じつはオーソドックスな考え方でありまして、作者が込めた意味や意図のみが、常に正解としてそこにあるということではない、そう考える長い歴史が美術史のなかにございます。そういった観点においても、作品が持っている多義性、それぞれの文脈の中で意味が生まれてくるといふ点、これは再確認しておくべきかと思います。

それと同時に、彫刻作品の場合は、オリジナルが1点ではなくて、複数の本物が生まれるということも問題を錯綜させる要因ではあると、一応これも付け加えておきたいと思います。

(岩淵委員)

はい、ありがとうございます。

中間報告案の方の40ページは別によろしいですね、過去に何回も触れた内容だとは思いますが、その少女像の英語表記をめぐる問題というのは。

(上山副座長)

これはもういいです。数回ありましたので結構です。はい、ページでいうと次は41ページです。検証ポイント18、これも前回のままです。

次42ページ、検証ポイント19、SNSによる拡散の話です。ここについては、この前はあまり議論をしなかった話として下の部分、SNSの禁止については、会場に張り出しはされたのだけれども、そもそもそれが十分に守られていなかったという経緯があります。というのは、結果的に出品作家全員に徹底されなかった。観客来場者に対しては入口にSNS禁止と割と大きな表示があったのです。けれども、一部の作家が、実はそれは嫌だと言い出して、Chim↑pomがそうなんですけども、芸術監督とかけ合った。そして、芸術監督は「作家発ならよい」という承認を出してしまう。そこでChim↑pomは自分の作品のすぐ横に「SNS推奨」というマークをつけてしまった。出入口には禁止と書いてあり、Chim↑pomの作品だけSNS推奨となっていた。これは何だと、来場者から苦情が出たり、さらに、それを見て安世鴻さんとかキム夫妻が自分たちも、SNS推奨にしたいということで、統一性が乱れてしまった。会場が3日目にはもうすでに混乱し始めているのですけれども、ますます混乱した。会場の中でも、実はSNS問題があったのだというところは付け加えておきます。

もう一つ備考のところ。芸術監督はネットのプロで、インターネット、SNSに精通している。作品の映像がSNSで流通すると、いわゆる炎上起きるというのはわかっていたのではないかと。しかし、6月になるまで、そういう議論が全くされなかったというのはどうなのかという疑問です。これが委員の間でその後出てきております。

その後は43ページ、44ページ、この辺りはずっと同じです。ここらあたりから、仕事の仕方の話になるのですが、ここも前回と同じなので、ずっと飛ばします。

それで、48ページ、大浦さんの作品の経緯のところ、これは前回もやったのですが、非常に重要なところなので、ちょっともう1回だけ復習をしておきたい。図表の方の30ページ、こちらの中間報告は48ページです。これをもう一度確認をしたい。それは、大浦さんの新作は、当初のリストにはなかったということです。不自由展実行委員会の中の小倉さんが、大浦さんと話をした。そこで、新作映像を出したいという大浦さんの意向に対して、「今回、不自由になったもの、検閲というコンセプトで展覧会をやるから、新作映像は合いません」とおっしゃった。そうすると、大浦さんは、「自分は芸術作品を出したいのであって、検閲された作品を集めた展覧会というのは、自分の趣旨にはあまり合わない。芸術家としては、やはり新作を出したい」ということで、5月21日に一旦、辞退をされた。しかし、27日に、作家・大浦さんと不自由展実行委員会、それから、芸術監督が三者で話し合っ、版画とセットで一体のものという位置付けで出すことを、3人で結論づけた。その後、事務的にDVDが出てきたり、据えつけの作業が進む。実はこの後で、本来は芸術監督が事務局あるいはキュレーター、さらに会長に、あのような映像が出てきますということを報告しなければいけなかったはずですが、それがされなかった。これは非常に大きな問題だと我々は考えます。新作ですからリストにないことも報告しなければいけない

し、それから映像自体がもたらす意味というのも、当然、芸術監督であれば、見た方々の反応というのは予想がつくわけですから、それを知りながら、知事と関係者に一切言わないまま展示をした。これはかなり大きな問題だと我々は考えています。会長に至っては、内覧会を経て、当日を経て、8月4日になって初めて、問題とされている映像を目にした。今回は、上司に全く報告、連絡、相談がなかったという一般的な、会社における不祥事のパターンと、非常に似たような現象が起きていた。

その後は、49ページから後ですけども、50ページ、これは事の経緯を全部総括して、判断責任体制についてどうなのだと。検証ポイント27から後になりますが、50ページは省略します。

51ページ。全体に不自由展実行委員会の方々が非常に頑なで、キュレーションの変更とか、受け入れの余地が少なかったわけですが、お金と時間もあまりなかった。そういう中で、芸術監督は妥協をどんどん重ねていった。一方で、芸術監督はかなり厳しい中で仕事をしていたということも分かりました。51ページ、検証ポイント30番で出ております。そもそも12億円も全体の予算がある中で、そもそもなぜ予算不足が起きるのか。とにかく、予算が足りない中で、芸術監督は手弁当で、協賛金を得るために企業回りを精々としていた。かつ、助手のスタッフや、必要経費というのもあまり与えられていない。また、給料がそもそも非常に安い。そういう中で、さらにボランティアで金集めまでやっていた。非常に過酷な職務だったのではないかと思います。協賛金集めの仕組みは、運営の仕組みの問題として、後で、次回以降のトリエンナーレの大きな改善課題になるかと思えます。

次、52ページです。前回も出てきた、芸術監督が不自由展実行委員会の方々が作るべきウェブサイトを目代わりして作っていた問題です。これは、Webサイトのアドレスを、追加で52ページに記載しております。それから覚書、これは7月に交わしたということもわかっています。

そして53ページから後は、もうちょっとマクロな視点。今回、結果的に中止に追い込まれたので無理な企画だったということになるのですが、これを組織的に防げる仕組みがなかったのか、という話になります。54ページは、論点33です。芸術監督の上司は会長ですが、今回の事態を想定して、あらかじめ必要な指示や助言を行ったのかということ。これに関しては、何度もやっていた。データ・図表集の34ページに、非常にクリティカルなポイントが三回あったと書いてあります。これは今回問題になったことを、まさに無理して、見過ごしたという言い方になると。

一つは少女像の展示をやめて、パネル展示に変えられたはずだという議論です。二つ目は写真撮影は禁止すべきだったのではないかと。三つ目は、SNSによる写真投稿の禁止も徹底すべきだったのではないかと。これらはいずれも、情報を芸術監督からあるいは事務局から入手した会長が問題提起をしています。少女像の展示はキュレーターが4月に言って、一旦押し切れ、会長が6月にまた言うておりますけども、不自由展実行委員会の皆さんは頑なに、これの展示をしない限り、他の作品も出さないとおっしゃり、

これに関しては妥協してしまう。会長は6月20日の時点で、これについては十分に危険性を認識して、問題提起をしていた。それから、写真撮影も同じ日に、問題提起をしている。しかし、これも拒否をされる。それから、SNS問題。これも7月11日に、会長が問題提起をし、これは少し受け入れられる。しかし、先ほどの経緯で、芸術監督は、一部の作家の反発に妥協してしまう。有名無実になってしまった。ですから、上司としての会長は、何度も警告をしたわけですがけれども、芸術監督、及び、不自由展実行委員会の皆さんは、それを受け入れなかった。

会長としての難しさがあ、それは政治家であるということです。政治家は憲法の検閲に、極めてセンシティブでなければならない。憲法というのはご承知のとおり、権力者を縛るというためにある。国民主権の維持装置です。選挙で選ばれた知事は、検閲をしてはならないということで、かなりの自己規制をする。たまたま、会長が知事だったので、そこが非常に、構造上難しい状態を生んでしまった。それが54ページ。55ページは、前回ある程度話した。曾我部先生、56ページの解説お願いできますか。ポイント36番。

(曾我部委員)

はい。36番についてご説明いたします。

美術館で、作品を展示してもらい権利というものがあるかということ、なかなか難しいところがあります。普通の表現の自由というのは、まさに自腹で、自費で写真集を発行するとか、あるいは、新聞を発行するとか、そういうものが典型的な表現の自由であるわけですが、その、公的施設の場を自分の表現のために当然に利用する権利があるかと言うと、そこはちょっと難しいところなのです。ここが法律的にはちょっと難しいところで、公的施設の場を提供するというのは、見方によっては、確かに便宜供与に当たるということもできるわけです。ただ、便宜供与なので、何か問題があれば、すぐ、その便宜を引き上げることができるか、ということそれはなかなか難しいところで、そういうことが自由にできることになると、実質的な意味での表現の自由というのは、かなり骨抜きになってしまうところがございます。ですので、便宜供与であったとしても、自由に撤回することはできないと考えるのが、憲法学及び関係学問の間では、一般的な理解ということになります。とりわけ、作品の内容に問題があるという理由での撤回というのは、基本的には許されないということで、一致があるのではないかとということです。それを広い意味での検閲と言っても差支えがないのではないかと考えております。ただ、訴訟、ということになると、他にまた、いろいろ難しい問題があるというのが、この三つ目の点に書いてあることですがけれども、ちょっとややこしくなるので、この辺りにさせていただきます。

以上です。

(上山副座長)

はい、どうもありがとうございます。

続いて、57 ページ。新しい検証ポイントの 37 番です。その後の調査でわかってきたのが、この 4 月 8 日に、芸術監督と東さん、企画アドバイザーの対談映像があって、そこで「天皇の肖像が燃えているところが映るのですか」という東さんからの問いへのやりとりがあった。そのこと自体がそもそも不適切と思われる。さらに踏み込むと、先ほどの天皇肖像新作は、5 月に芸術監督が、DVD をもらって見たとおっしゃっているわけですが、もしかして 4 月 8 日の時点でご存知だったのではないか。ということを実日追加でヒアリングした。それはそうではないというふうにおっしゃっていました。たまたま、会話の中で、「もしかしてそんなことがあったりするのですか」と聞かれ、「そうかもね」みたいなことを言った。それだけであって、4 月 8 日当日には、あとであの新作映像が出てくることは、自分は知らなかったとおっしゃっています。これ、追加情報として、ここに紹介をさせていただきたい。

その後、検証ポイント 38 番、これは追加のポイントです。芸術監督の業務内容等についてという文書、これは第 1 回の委員会の資料に掲載されています。それによれば、芸術監督は学芸業務の最高責任者と位置付けられている。この観点から、今回の事案を検証結果に照らして振り返った場合、芸術監督の一連の行動、発言にはどのような問題点があったのか。これを今回、検証しました。結果としては、芸術監督が以下の諸点において、ふさわしくない行動、言動、情報発信を行ったと言える。項目は大きく三つに分かれておりまして、一つは本来業務に関する判断、あるいは、組織運営上の問題点。一番大きいのは①でありまして、不自由展実行委員会の方々がかなり頑なな姿勢をとっておられた。これは先ほどの資料で出てきた写真とか、少女像の実物展示にこだわるといったようなことですが、先方は、ポリシーでそれをおっしゃっている。このことは、何ら問題がないのですが、芸術監督は、それを早くから理解していたにもかかわらず、これは無理だという判断を、されなかった。聞いた話を総合すると、芸術監督は、どうしてもやりたかったと、いろいろなところで書いたり話したりされている。それで交渉上、トリエンナーレ実行委員会の組織としては、通常ではありえない判断と譲歩を続けたと言わざるを得ない。そして、展覧会の開催を強行したため中止の事態に陥り、関係各方面に多大な損害を与え、それから、トリエンナーレ、及び、愛知県庁に対する県民、協賛企業からの信頼を大きく失わせる事態を招いた。これが一番大きな問題ではないかと思えます。

それから 2 番目に、不自由展実行委員会に展覧会のキュレーションをゆだねてしまった。これは 1 月の時点からそのように会議では明言されていた。結果として、トリエンナーレ全体の期待水準に達しない、キュレーションになってしまった。あるいは、一部の方が芸術の名を借りた政治プロパガンダだと激しい言葉で批判される展示を、実際に認めてしまった。これが 2 番目に大きな問題ではないかと。

それから、そのこととセットになるわけですがけれども、企画段階から、専門キュレーターチームがいるにもかかわらず、また契約書にも、キュレーターの参画が書かれているにもかかわらず、参加するような体制をとらなかった。

それから、4番目が、展示に加えて、難易度の高い企画なのでパネル討議、あるいは、ディスカッションなどの併催企画が必要だということは、不自由展の皆さんもわかっていたし、芸術監督もわかっていた。しかし、時間不足と資金不足に陥って、結果的に、その準備に至らなかった。そのため、来場者や県民などからの理解が得られず、混乱がさらに大きくなった。

それから5番目ですけれども、大型作品の搬入、海外からの作品搬入に伴うスペース不足、あるいはコストの増加、これをあらかじめ想定できていなかったと。これもキュレーターがいないために想定できず、予算の不足を招き、また、予定していた協賛金の手当ができなかった。これは忙しいので、協賛金を集めることができなかったということですが、そういうことになってしまった

6番目、芸術監督という、極めて忙しい職務にあるにもかかわらず、不自由展に、アシスタントキュレーターをつけずに自ら、一部の作家との交渉、あるいは、実行委員会との準備に多大な時間を費やす結果になってしまった。この辺りは、いわゆるミスマネジメントと結論づけました。

それから(2)ですが、背信とのそしりを免れない行為というのが幾つかあった。芸術監督はインターネットに精通した専門家であって、会長に言われるまでもなく、写真映像がSNS拡散することを予測できただろうし、それが、起きた場合に何が起きるかということもわかっていたはずだが、早くそれを事務局や会長に警告しなかった。しかも、展示開始後、一部の作家から拡散したいという声掛けがあって、作家発ならよいというふうに、安易に回答して、全体の混乱をさらに悪化させた。

それから3番目、8番目、本来は、不自由展委員会が用意すべきサーバーのコストだとか、あるいは、彼らが負担すべき訴訟になった場合に発生する費用、次のページ、61ページの一行目ですけれども、それを芸術監督が自分個人で負担する覚書を出していた。これは、相手から利益を得るわけではなく、逆のパターンですが、業務委託先との不適切な関係、いわゆる公私混同の事象です。やはり出品者とか業務委託先に対しては、公平かつ中立な立場を、最高責任者はキープするべきです。しかし、そこから明らかに逸脱をした。結果的に、トリエンナーレの公正かつ透明な運営に対する県民、協賛企業からの信頼を失わせてしまった。

それから9番目は、大浦氏の新作映像の内容を知り、その作品を5月27日に出すということで正式決定したにもかかわらず、リストに掲載をしなかった。また、その事実と、それがもたらす混乱の可能性、リスクを、事務局、キュレーターチーム、会長に一切伝えないうまま、展覧会の開催日を迎えた。これは、いわゆる善管注意義務、これの重大な違反に当たるのではないかと、あるいは悪意ある不作為という謗りすら免れない状況だろうと我々は結論づけました。

それから(3)、可能性という域を超えませんが、ジャーナリストとしての個人的野心を、芸術監督としての公的な責務よりも優先させた可能性。これがあるのではないかと

ということです。ポイントの 10 番ですけれども、2015 年の不自由展は、民間のギャラリーで行われていた小規模なものです。その拡大版を、あえて今回、公立美術館で開くことに意義があると考え、これは不自由展実行委員会の人たちもそうお考えだったわけですが、彼らと同意をし、そして、実際に開催を強行した。しかしこれは、県民が一般に、公的機関である県美術館に期待する役割から逸脱した機能を美術館に負わせるものであって、いくら芸術祭であると言っても、県民からの理解がたちどころに得られるとは思われない。また、このことは、もしかすると、プロのジャーナリストとして、当然想定し得たはずだが、それにもかかわらず、無理に無理を重ねて、しかも、キュレーターチームや事務局からの懸念、警告を振り切り、開催を強行してしまった。これはジャーナリストとしては、長い目で見たとときに、一つの業績になり得るような事象なのかもしれない。しかし、税金で賄われるべき県の施設を使用する芸術監督に求められるべき当然の分別、あるいはインテグリティ、日本語にすると高潔さとか、統合的人格という言葉になると思いますが、それを著しく欠いた行為であり、違法ではないけれども、県民の理解が到底得られるものではないと我々は結論付けました。

それから 11 番、先ほどの 4 月のインターネット映像ですけれども、今上天皇に関し、「2 代前だから燃やしてもよい」という趣旨の発言を行い、その映像が広く流布された。これは個人的な発言の話であり、しかも、新作映像の出品をあらかじめ知った上でされたものではなかったということですが、公職である芸術監督の地位にある人がやることとしては軽率かつ不適切であって、結果的に SNS 上で作品映像が流された時に、想定以上の激しい行為を誘発する一つの原因になったと言えます。

以上、11 項目にわたりましたが、組織全体とか、ガバナンスの問題以前に、芸術監督が業務内容という文書から逸脱した行為を多数行ってきたということを検証結果としてここに記載をしています。63 ページから後に、その背景、土壌になるようなことが、組織の問題としても一杯あったということを書いております。一つの大きな矛盾は、先ほども触れましたが、63 ページの真ん中の上の三行。会長の位置付けです。これは非常に矛盾した存在である。まず、資金を提供する県の代表者である知事です。一方で、資金を受け取って推進する側の代表者でもあった。出す側で、受ける側の両方が知事である。しかも、会場を貸す県美術館の最高管理責任者も知事であったと。この三つの機能を 1 人の知事が負うというのは、やはり、これ組織構造上、そもそも欠陥ではないかと。過去のトリエンナーレはずっとそうしてきた経緯があり、それから、実はよその各都道府県、市町村においても、これはとても普通のことですが、よく考えると今回のようなことが起きたときに、管理者としての機能をフルに発揮できない。あるいは組織としての相互牽制が効かないような仕組みになっている。すべての人が、善意の下に、かつ、何事もなく平穏無事に、ただ決められたイベントを行うときにはこれでいいけれども、今回のように、外国人の方が入ってきたり、いろんな思想信条の人が入ってきたり、イエスノーはっきりとさせる文化の人たちと仕事をする場合には、このような会長の位置付けでは、組織全体が機能

しにくくなる。

それから県庁と実行委員会、トリエンナーレの実行委員会の関係も、訳がわからないものになっている。これは、データ・図表集の 38 ページ。県庁と実行委員会の関係が書いてありますけれども、兼務に次ぐ兼務です。トリエンナーレの事務局というのはトリエンナーレ推進室ですが、物理的には芸術文化センターにある。しかし、実際は、県庁の組織そのものである。その上司の文化部長が実行委員会の幹事会の幹事をやっていて、その上の局長は運営会議の委員で、知事は会長である。実質、この県庁の縦のラインで、左側の実行委員会が構成されている。ですから、形の上では第三者機関で別の組織ですが、事実上は県庁そのものであるということ。しかしながら、さらに出先機関である芸術文化センターの長は、事務局長を兼ねていて、かつ美術館長は参与だった。しかし、今回の検証事案が発生した現場は、まさに芸術文化センターの中の美術館なわけです。この現場の長の 2 人が、実は、この県庁、県庁ラインでいう実行委員会の中では、ほとんど機能していない。これは、出先ですので、この県庁の縦のラインの中には入っていない。ところが、実行委員会の事務局長というのが一番要職なのですが、そこが充て職で芸術文化センター長になっている。実質的に仕事をしていたのは、事務局の次長であって、トリエンナーレ推進室長として常勤で県庁職員としてやっている。こういう構造になっているわけです。従って、少女像の実物が出てくるといったような話は、この右側の縦のラインで実質、処理をされていて、左の実行委員会のラインは、ほとんど機能していなかった。これは場所の問題もあるし、組織、権限の問題もありますが、実行委員会と県庁の、一体どっちが何をやっているのか、兼務に次ぐ兼務で、非常に曖昧になってしまっている問題があります。

それから、芸術文化の専門家がここの中には入っていない。過去のトリエンナーレを経験した人はいますが、所詮、過去に一度経験した程度のことであって、各地の芸術祭をいろいろやってきたプロフェッショナルではない。県庁職員が手づくりでやるというこの体制も、どこまで有効なのか、今回のような事件を機に、見直す必要があると考えられます。

63 ページの一番下に行きますけれども、海外の芸術祭がどういう体制になっているのかを見ますと、常設の財団、あるいは株式会社になっている。3年に1度、2年に1度であっても、プロがそこにおいて、いろいろなものをよそでも経験した人たちが、ノウハウを持ち寄って運営をしている。普段、福祉とか土木の仕事をしている人が、かき集められて、3年に一度イベントという形でやるような体制では、そもそも、グローバルなネットワークの中で、アーティストを集めてやるような仕事が、そもそもこなせないのではないだろうか。ということで、今後は、例えばですけども、公益財団法人の文化振興事業団を主体に運営をしていく体制に変えるとか、あるいは、美術館がもっと関与をするとか、あるいは、別の形で、運営する必要があると。会長はもちろん、知事ではなく民間の方、できれば芸術文化にも明るい方がいい。こういうふうに組織上の問題として考えられることが多々あります。

次のページです。64 ページ、論点 40 です。先ほど芸術監督の問題は非常に大きいとい

う話があったわけですが、芸術監督に、全権を与えすぎではないか。その判断を補佐し、あるいは、チェックする仕組みが必要ではないか。あるいは、選出のプロセスが間違っているのではないか。これについては、結論から言いますと一番下、芸術監督選考委員会が指名の際に、あるいは、直後に、個々の芸術監督の専門領域、個性、仕事のスタイルを見て、バックアップの体制というものを合わせて用意をして、その上で指名するべきだと思います。

その上に、他のアイデアも書いていますが、芸術監督を牽制する機能として、チーフキュレーターにもっと大きな権限を与える、あるいは、会長直轄のシニアのアドバイザーを任命して適時相談と助言を行うような体制を最初から用意すると。今回の場合、芸術監督も自分1人ではなかなかできないとお考えになって、東さんをアドバイザーで入れたりした。けれども、あくまで助言する存在であって、チェックあるいはバランスを取る機能は持っておられなかった。芸術監督にすべてを任せてしまうという仕組み自体を、そもそも見直す必要があるのではないかと思います。

それから、さらにもう少し構造的な話になりますが、前回お話ししたアーツカウンシル、これをやはり入れて、どのような内容の芸術祭にするかということは第三者の目で見ている必要がある。行政の目線で見ると、つまらないものになってしまう可能性があり、一方で、芸術監督にすべてを任せてしまうと、今回のようなリスクをはらんでしまう。それを回避する仕組みとして、アーツカウンシルというノウハウが、芸術支援のところにあるので、今回も、それを応用した可能性があるのではないかと。これ65ページです。

それからもう一つ、重要な機能としては美術館です。今回場所貸しに終わってしまった美術館は、大学と同じような、独立性を担保された機関に進化するべきではないかと。これは今回の直接的な原因ではないけれども、美術館及び美術館長が、この今回の事件の舞台なのに、そのプロセスで関与していなかった。このこと自体がやはりおかしいのではないかとという問題提起が66ページであります。以上が、過去の経緯を振り返って、組織運営上の問題点として出てきた話です。

あと、中止については、かなりいろいろと言われてきたのですが、45、46のところの法律論になるので、後で曾我部先生に、68ページ、この二つは、説明をお願いしますが、その前に、事実関係で新しく出てきたものがありますので、図表集の方の40ページを見てください。脅迫というのが電凸と合わせて非常に大きかったということですが、ここは太下さん、説明をお願いします。

(太下委員)

はい。この中止に至る経緯は、参考図表の39ページ、40ページ目に書いてあります。前回の検証委員会でもご報告、そして、実際の電凸と言われる、電話の音声データをご紹介させていただいたわけですが、電凸自体も非常に大変な被害だったわけです。それがこの39、40ページに書いてあります。そして、プラスして、いわゆる脅迫が発生した

わけです。40 ページ目にその記載もありますけれども、この脅迫というものは非常に大きな要素だったと考えています。電凸自体は主に、トリエンナーレ事務局、そして愛知県庁、後は、関連すると思われるような公的機関に電話がかけられたわけなのですが、脅迫の対象は、40 ページ目の注3に書いてあります通り、例えば、愛知県内の小中学校、高校、保育園、幼稚園にガソリンを散布して着火するぞと、こういう脅迫もあり、このような事態となっていくと、もはや防ぎようがないという状況もあり、こういったことが中止に至る最大の要因になったと、いうことです。

続けて 44 番を説明します。

この論点の 44 番、中間報告案の 67 ページ目ですけれども、これに対応する図表としては、データ・図式集の 49 ページ目をご覧くださいだけだと思います。今回、この電凸と京都アニメーションの事件を彷彿とさせるような脅迫があったということですが、これは非常に新しいタイプの事案だったと思うのです。この 49 ページ目の図をご覧くださいと、いわゆる従来型の検閲というものは、ある権力の主体が前提としてあるわけです。

政府とか、そういった権力のあるところが検閲の主体になる。そして、あからさまな事前の検閲であったり、また、開催中のものについても検閲するということが、いわゆる従来型のタイプの検閲であったと思います。これに対して、今回起こったことは、相手は一般市民も含めて無数の大衆であり、非常に匿名性が高い状況で、メールとか電話とか、そして内容が非常に凄惨な、酷い内容のものも含むということなのです。特に日本人にとってみると、直近で起こった京都アニメーションの事件を彷彿とさせるような、かなり深刻な内容の脅迫であったことが大きなポイントです。こういったことから、ソーシャルメディア型のソフトテロだと前回の検証委員会で報告したわけなのです。けれども、この事実は、実は日本国内では、こういう受け止め方が比較的理解されるのですが、実は今回、海外のアーティストにおいて、特にいわゆる、スペイン語圏のアーティスト中心ですけれども、ボイコットが起こっており、海外のアートシーンからも、このあいちトリエンナーレに対していろんな声明が出ているのです。彼らは、広い意味でこれも検閲だと認識しているわけです。要するにある芸術展示があったと。それに対して、脅迫があった。でも、それに対応して、それに負けてしまうような形で展示を中止してしまう、また、脅迫等を踏まえてあらかじめ自主規制してしまうと、これは内なる検閲になるということで、インターナショナルセンサシブという言葉が書いてありますけれども、海外の一部のアーティストはこういった認識なのです。すなわち、彼らは広い意味の検閲だというふうに認識しているという状態があつて、国内と海外で大分、この事態の受け止め方に違いがあるというところが、今回の特徴ではないかと思っております。内なる検閲というよりは、21 世紀型の検閲といってもいいかもしれません。以上です。

(上山副座長)

はい、ありがとうございます。

45 番、46 番と、それから 70 ページの上の中の部分。法律、憲法問題について、チェックしました。大きな課題と小さな課題とがあります。それでは曾我部先生、今までの部分を振り返って、まとめという意味で、少し触れていただければと思います。

(曾我部委員)

はい、わかりました。

便宜上 70 ページの方から、お話をさせていただきます。本編資料本編の 70 ページの上の注で、今回の件に関する法律問題をいろいろ分析させていただいたところですが、様々な主体が関わっているわけですね。トリエンナーレ実行委員会、不自由展の実行委員会、それから実際に作品を制作したアーティストの方々、協賛企業、或いは抗議をする人たちとかですね、いろんな主体が関わっておりまして、論点としては様々なものがございまして。それを表現の自由という非常に大きな原理原則で語りきるというのは非常に難しく、二つの視点が必要だということが 70 ページの上を書いてあるわけです。すなわち大きな視点と小さな視点ということですが、小さな視点というのは個別のいろんな論点を分析する際の視点ということなんです。

これに対して大きな視点というのは、これはもちろん表現の自由ということなのですが、小さな個別の論点をすべて表現の自由という観点から一刀両断にするということは難しいということを言いたいということですね。この大きな視点と小さな視点というのは分けて、法的に使い分けるべきであるということなんです。

その上で、68 ページの方にお戻りいただきたいと思いますが、この 45 と 46、いずれもトリエンナーレ実行委員会と不自由展実行委員会との関係におけるその中止決定の法的な評価ということですが、45 の方は、中止決定は不自由展実行委員会との契約違反に当たるのかというふうに書いてありますけれども、中止決定に関するトリエンナーレ実行委員会と不自由展実行委員会との間の問題というのは、これは基本的には契約の問題です。これは前回のこの場でも契約の問題だということを強調したわけですが、それはそういう趣旨であります。

ですので、中止決定が法的にどうなのかということについては、まずは、契約書にどう書いてあるか、或いはその契約書の解釈、或いはその背後にある民法の問題ということになります。

68 ページ右側の備考のところには契約書の文言が書いてありまして、中止に関しても一応契約書に規定がありまして、災害が発生した場合等、出品作品の展示が不適となったと判断する時には出品作品の展示を中止することができる、ということで、契約上は、一定の場合にはその実行委員会の会長、すなわち知事が、一方的に中止をすることができるという規定があるわけです。

今回、災害が発生した場合とあるものに、今回の事態が該当するかどうかということが問題になりますし、仮に災害に準じる事態とは言えない、災害と別なのだというところで契

約のこの規定では中止決定は認められないということであったとしても、實際上客観的に見て開催が困難な状況になっているということですので、これに準じて中止をすることは規約違反に当たらないのではないかとということでもあります。

46の方ですけども、これは結局同じことを言っているのですけども、契約に基づいて中止をしているわけですから、当然、検閲とか言われるようなものには当たらないということで実質同じことを述べているということになります。以上です。

(上山副座長)

はい、ありがとうございます。

これで一通り検証ポイントに関しての内容は終えたいと思います。

まだいっぱいあるのですが、時間の限りもご置きます。

それで、「まとめ」が83ページから後になるのですが、ここに行く前に、座長にマイクを戻して、アンケートの部分を議論いただきたいと思います。

(山梨座長)

はい。詳細で丁寧な説明、ご苦労さまでした。

続きまして、先週の第2回の検証委員会以後、私どもの検証委員会に新しい情報が入ってきたり、また、21日の土曜日には、作家の方たちと県民の方達の意見を聞くという意味で、私どもの検証の一環として、「国内フォーラム」を開催しました。

そこで得た新しい情報も、皆さんにお示ししている中間報告の案にさらに加えていく余地があります。そういうものの一つとして、来場者アンケートのまとめを、太下委員の方からしていただくとうれしいと思います。

(太下委員)

まだまとめの途中ですので、こんなご意見があったというちょっと概要のご紹介に留まりますけれども、実際このあいちトリエンナーレの会場にお越しいただいた方へのアンケート等の内容になります。

ただ会場といっても、あいちトリエンナーレの会場全体でのアンケートということになるので、必ずしも不自由展を見たわけではありません。ただその中で、この不自由展に関してコメントされているところを抜き出して、分析を進めているという状況であります。

それで、ご想像がつく通り、不自由展の展示等々に対するご意見ということでいいますと、ポジティブなご意見、肯定的なご意見と、そうじゃないネガティブなご意見、否定的なご意見の双方があります。

例えば肯定的なご意見はいろいろあるわけですけども、展示を見ることで社会的なテーマに興味を持てるということはとても面白いというご意見。または、一方で、政治的な側面ばかりが報道されているが、感じ、そして議論する場を、そういう機会を守るべきだ

と思いますと、そういったご意見もあつたりします。

表現の自由とは何かに一石を投じたことを機会として、何らかのステートメントなりシンポジウムなりと持続的に続けて欲しいというご意見等々があつたりします。

一方で、そうじゃない側面、ネガティブなご意見というの、やはりいろいろあつて、例えば、反戦メッセージが強すぎると、そういったことが大切なことは理解できるが偏りすぎていると思うというご意見とか、内容がかなり分かりづらかったと、作品説明がなさすぎるといったご意見もありました。

これらの内容については今後精査をしていきたいと思っております。簡単ですが以上です。

(山梨座長)

はい、どうもありがとうございました。

私ども検証委員会は、様々な形で、様々な方面から意見をいただいていますけれども、今、太下委員が説明してくださった来場者アンケート以外にも、作家の意見もいろいろ集約しようとしております。

まだまだ作業途中だと思えますが、そのことについて金井委員からお願いします。

(金井委員)

はい、お話いたします。

参加した作家の皆さんにアンケートにお答えいただいております。本当に詳しく、細やかな記述をなさっていただいている、丁寧に読ませていただいております。まず御礼申し上げます。

現時点で私は25,6名の作家さんのものを読ませていただきました。今後より正確な形でご報告できると思えますけれども、ひとまず現状ということでご報告いたします。

アーティストアンケートからですが、大きくとらえますと5つほどのポイントがあるとみえました。実は来場者アンケートとそれほど観点は変わらないかもしれません。

まず1つ目、トリエンナーレ全体についての質問に対して、アーティストの方々はおっぱら先端的で国際的な芸術祭という評価をしてくださっています。ただ、そうした評価があればこそ、今回の件がそこに大きく響くのである。こういったご指摘も頂戴しております。

2つ目、「表現の不自由展・その後」そのものについてなんですけれども、多くのアーティストさん、国内外の方々、この企画趣旨には賛同。ただし、作品選択、或いは展示については、これはある意味ではアーティスト同士の関係もありますが、ここはこうした方がいいのではないかとといったご批判や、厳しいご評価もあるようです。

1つだけご紹介すると、例えば、作品の選定は、世界に広げるべきであったと思う。また、過去にも遡るべきだった。その中で、自然と現在の日本の不自由の状況が立ち上がる。

そういった手法はとれなかっただろうかといったようなことです。

3 つ目、表現の不自由展・その後の中止について、これは中止そのものはやむなしという声がある一定数あります。比較的多いです。しかし、違うというご意見もやはり頂戴しております。

1 つ読ませていただくと、ある作家さんは、中止そのものやはり間違いだとおっしゃる。ただ、中止がなければ、まさにこの世間に溢れるウミがあぶり出されることもなかったのだから、そのウミが見られただけでも、中止の価値はあったかもしれない。というわけで、中止の是非の判断には、もうしばらく時間がかかるだろう。このようなご意見です。

4 つ目、再開について。これはやはり、アーティストとして当然かと思いますが、当然再開すべきという声が多く寄せられました。

しかし、この問題で傷ついた人々が多くいるということ、そのことに対する慮りは不可欠だ。こういったコメントも頂戴しております。

そして5 つ目、将来・今後のことですけれども、これからあいちトリエンナーレが得る国際的評価は、今回の事態に愛知がどうこたえていくかにかかっている。この問題は長い目で解決の道を探る必要があるのであって、関係者だけの問題ではない、という明確なご指摘をいただいています。

とりあえず途中経過です。

(山梨座長)

はい、どうもありがとうございました。

作家の様々な、我々にとっても示唆に富んだ意見が聞かれたので、非常にありがたいと思います。

ここで、今まで検証委員会として、今日に至るまで様々な作業をし、様々な方面からいろいろな意見を聞いてきました。そういうことをひっくるめて、委員の皆さん一人一人に現時点で感じていることを、時間もなくなってきましたから、手短に一言ずつ、申し述べてくださいとありがたいと思います。岩淵委員からお願いします。

(岩淵委員)

はい。今回短時間で、集中的にこの問題についての検証に参加させていただいたのですけれども、その過程で、日本のメディアによって報道されていることと、海外のメディアから見て取れる、海外がこの問題のどこに関心を持っているかという部分で、かなりの温度差を感じました。昨日たまたま取材にいらしたメディアの方と話をしていて、今回、愛知でこのような問題が取り上げられたことによって、今まではドメスティックなイベントだと思っていたものが、初めて世界に繋がったという意識を持つことができたと言っておられたのが印象的でした。いつもだと、ご当地イベント的な色彩が強い番組づくりをして、地元の食べ物など特産品を交えて紹介するような番組のつくり方しかできなかったけれど、

初めて正面から芸術という文脈で世界に繋がって、取材できることが嬉しいとおっしゃっておられたことが私にとってはとても新鮮でした。

もしかすると、今まで日本国内においては、国際芸術展というものが、国際芸術展としてあまり認識されてきていなかったというか、そういう文脈で議論する機会がなかったのではないかということが見えてきたということが、私にとっては勉強になり、検証委員会に参加することに価値があったと思っております。以上です。

(山梨座長)

はい、どうもありがとうございます。

金井委員が紹介してくださった作家のアンケートといい、岩渕委員のお話といい、あいちトリエンナーレがある意味で皮肉な形で、ある意味では反面教師的な意味で、国際的な認知を受ける、或いは広く認知を受けるという事態を招いているわけですが、我々も含めて、これからはそれを反面教師的ではなく、もっと肯定的な意味で、先に進めるということも考えていかなければいけないと思います。

太下委員の方から一言お願いしたいと思います。

(太下委員)

はい。逆説的などということであると、今回の一件が起こったことで、こういう検証委員会もそのために設置されたわけですが、このあいちトリエンナーレ、また地域のこの芸術祭というのが、今までにないほど注目されたという効果はまずあげられると思います。

実際先ほど冒頭で大村知事からも、前回比2割アップですか、来場者が増えているというお話もありましたし、あと、多分、今や日本人であいちトリエンナーレを知らない人は、あまりいないのではないかと思います。

私自身、文化政策という領域を研究しているので、文化政策研究者という肩書きを名乗っているわけですが、従前は文化政策研究者ですということ、何をしているお仕事ですかと聞き返されたんですが、今はこのあいちトリエンナーレのあり方なんかを研究するのですよっていうと、ああそうですか大変ですねってということで一定のご理解をいただけるようになりました。

あいちトリエンナーレも、そして地域の芸術祭というのも社会化し、関係人口が劇的に増えた、ということは、皮肉といえば皮肉ですが、ポジティブにとらえていい効果・影響ではないかと思うのです。

あともう一つ、収穫という言葉が適切かどうかかわからないのですが、やはり逆説的な点ではあるのですが、今回の一件において、電凸、そして京都アニメーションを彷彿とさせるような脅迫があったという、その背景として、単純に今回の展示内容がどうこうという以前に、やはり日本社会の大きな分断というものがあるということが露わになったとい

うことが非常に大きいのではないかと思います。

ただこの、電凸にしても、一つ一つはものすごくきつい言葉でおっしゃってはいるのですが、多分おそらく個人の心情としては正しいと思っていることを県の職員に伝えているわけです。

一方で、いわゆるリベラルという方々も、今回の一件に関しては様々な声明を出されているのですが、これは実はご覧になってない方がほとんどなのです。実際に見てはしないで、いわゆるソーシャルネット等で得た情報で、不自由展がクローズされたからこれは表現の自由に対する検閲だという短絡的な前提のもとに様々な声明を出していたわけです。

こう考えると実はいわゆる電凸をされた方々と、いわゆるリベラルの方々が反応した声明という行動は、実は、社会的な構造からすると、かなり相似な現象だったのではないかと私は思っています。

前回9月21日に市民・県民の方々とアーティストが対話するというフォーラムで、ご発言からするとどうもそういう両サイドの方がいらっしまったと思います。

一般論的に言うと、そういう方々が、いわゆる話し合って熟議をすればいいのだ、それが民主主義の基本だ、という言われ方もするのですが、多分、あの時の感じからするとおそらく話し合ってもなかなか平行線で結論は無いのだろうと思います。

逆にまたそれがまた露わになったということも今回の一つの収穫と言いますか、それを前提としてこれから政策やいろんなことを考えなくてはいけないという、そういう認識を得たということが重要ではないかと思います。

今後の地域の芸術祭とか文化政策においても、こうしたことを前提として考えなくてはいけない事態だということを確認していくべきだというふうに考えます。

(山梨座長)

どうもありがとうございました。続いて金井委員、一言お願いします。

(金井委員)

はい。最初の委員会の際に、私は、芸術はイコール表現ではないかもしれないというようなことを申し上げたことを今改めて思い返しています。もちろん表現なんですけれども、表現という側面に加えて例えばそれは媒介であり、それは形式であるといったようなことを言いました。

そのときは何を言っているのかという感じだったかもしれませんが、国内フォーラムのときにアーティストから出た言葉を改めてそこに重ねたいです。

例えば小泉明郎さんから、芸術はプロパガンダではない。むしろ、様々な解釈を引き寄せるものだ。こういったご発言がありました。

あと、多少関連すると思うんですけども、Chim↑Pomの卯城さんから、ニュートラルな、という言葉が比較的多く出ていた。言わば器としての芸術、そこに私たちは様々な意

味ないし表現の発露というものを読み取っていくのだ、ということ。

つまり、申し上げたいのは、こういった問いの連なりの中で、そもそも芸術とは何かということが問い直されているということです。これは私たちの文化の現在にとって極めて重要で本質的な出来事です。

さらに言うならば、現状がまさにそうですが、芸術が表現の自由を問う媒介になっているということ。こういったところにも、本来的に芸術が持つ価値の発露があると確信しております。

事態を乗り越え、何とか先に進めるような展開を強く期待しております。以上です。

(山梨座長)

はい、どうもありがとうございます。

フォーラムでも、作家の方たちは、とにかく、当たり前だけどもとにかく見て欲しい。見ないことには、始まらない。それは自分たちの表現としてもそうだし、それを受け取る側もとにかく見るところから始めなければしょうがないんだということを、盛んに強調していたことが非常に印象的です。この当たりの事実をどうやって確保していくかということ、様々な形で目指さないといけないと思います。

続いて曾我部委員、一言お願いします。

(曾我部委員)

はい。私もほぼ他の委員と同じような感触を持っているんですが、まず、企画自体は大変よかったのではないかと思います。

こないだのフォーラムで小泉明郎さんがおっしゃっていた言葉は非常に私も印象的で、あそこに出展された作品とかをご覧になってお父様の反応についてもお話があって、大変印象深かったのと、ただの作品そのものは非常に静かな印象を与えるものだったわけですが、それがお父様に非常に強い印象を与えたり、或いは他の見方もいろいろできるかもしれないです。

ああいう作品も美術館には展示できなかったということがあったわけですが、やはりああいうものは見ていただいて、いろいろ感じていただく必要があるのではないかということで、ああいうものが展示できない状態っていうのはやっぱりおかしいのではないかなという率直に思った、というのが先日のフォーラムの感想でございます。

企画はよかったと思うんですけども、その後の中止という経緯を見ると、やはり日本において表現の不自由な状況というのが、まさに身をもって、浮き彫りにされたというふうにならざるをえないと、そういう意味では皮肉にも、その後の展開によって、企画展の趣旨が実現されたというような言い方もできるかもしれません。

私自身もこの間ツイッター等でいろいろご批判をいただいております、それを見ると、やっぱり物事を黒か白かで割り切る風潮、あるいは自分なりの正義を掲げて、それに反す

るものを徹底的に攻撃するような風潮というのを非常に感じるわけです。

世の中、白と黒で割り切れないということは、まさに今回、津田芸術監督が、企画趣旨のところ、強くおっしゃっておられたことであつたわけですがけれども、残念ながら、なかなかそのメッセージは通じていないということがあると思います。

社会には、多様な考え方、意見があるわけです。やはりそれを自由に表現できるということが本当に重要だということを強く打ち出していく必要があると思います。

ただ、先ほど上山副座長から詳細なご説明があつた通り、今回やはりキュレーションにいろいろな問題があつたということは、私もそう思ひまして、大変残念なことだと思ひますが、ただ今回、検証委員会という形で、それを検証する場が設けられて、今回、中間報告という形ですがけれども、詳細に問題点が記録として残るといふことは大変意義深いことだと思ひております。今後、もちろんこの検証委員会の中間報告そのそのものにもいろいろご批判もあろうかと思ひますが、いずれにしてもこれを出発点として今後の議論ができるという状態になつたのは大変よかつたことではないかと思ひます。

最後に1点だけ、法律的なことという、今回非常に印象に残つたのは、検閲という言葉が非常に様々な意味で用いられて、混乱を招いたということです。何か自分の気に入らないことに検閲というレッテルを張つて批判するということ、そういう局面も見られたわけですが、そういう意味では検閲という言葉が、極めて多義的に用いられて混乱を呼んだといふのは大変残念なことだつたと思ひます。以上です。

(山梨座長)

はい、どうもありがとうございました。続いて、上山委員の意見をお聞きしたいのですが、時間が大分迫つてきたので、この中間報告案の83ページ以降にある中間報告のまとめの部分の説明とともに、その中でご自身の、今、皆さんに述べてもらったような感想も併せて、述べてくださるとありがたいと思ひます。

(上山副座長)

はい、そうですね。

前半でちょっと個人の意見といふか、私はファクトベースで、かつ、データ主義者なので、ちょっと1個だけデータの読み方という意味での意見を言ひたい。さっきのアンケート結果の資料で、参考資料4、これらの最後のところにアンケート結果というデータが載つてゐる。来場者アンケートとかウェブつていふのは母数がはっきりしないので、データとしてあまり正当性がないのですが、これは、不自由展の入場者です。会場に箱が置いてあつて、そこに紙を入れた人たちの意見。これはかなり重要だろうと思ふ。

やはり県民の意見、それから来場者の意見といふのが、物事を評価するときの最も重要なポイントだと思ふので、これについて合わせて自分の意見を述べたい。これを見ると明らかなのが、展示に関しては、ネガティブな意見が明らかに上回つてゐる。否定的な意見

は右も左も欄が四つありますけれど右側一般アンケートのうち不自由展入場者のみのところを見ると、展示に関するところで、肯定が5、否定が14です。

それから、昭和天皇の肖像と特攻隊に関するものというのは、これは要するに個別の作品に関する意見ですね、これもやや否定の方が多い。キュレーションに関するものも、否定が4というふうになっている。要するに、来場者の満足度は、私は決して高いとは言えない。

それから先ほどのアーティストからの意見について。原票も見ましたが、総じて展示としては評価できないと。企画は面白いけれども、あの空間は評価できない。狭くていろんなものが、押し込められているということも含めて、評価は非常に低かった。

その背景に何があるのか。私はアート／キュレーションとして、明らかに失敗したんだと思う。

それだけでなく、今回のテーマはアート×ジャーナリズムだったわけです。あるいはメディア／ジャーナリズムです。とにかく何かを問題提起するメディアとして、或いはジャーナリズムの力を使う。しかし、そのことでも、私は大きな失敗だったと思います。失敗の最大の原因は、関係のない作品を混ぜてしまったことにあると思います。

例えば、検閲とか不自由と何の関係もない作品があった。食品だから展示は困りますと言われただけで、今回、作品を展示していた。或いはスポンサーからお金をもらって作った企業広告でスポンサーがそれは嫌だと言った。これを検閲だと呼んでしまうのは、検閲の超拡大解釈です。これが違和感を全体に醸し出している。不自由というコンセプトそのものが曖昧という問題が大きい。

それからジャーナリズムとしても、芸術の名を借りた政治プロパガンダというのが一番きつい批判だと思う。本当は、アートの力を借りて大事なことを世の中の人々に知ってもらうのが、本来のジャーナリズムのパワーだった。挑発的かつ挑戦的なメッセージをたくさん掲げてしまった。それで、聞く人たちが耳をふさぐ、或いは目をふさぐ、或いはレッテルを先に貼ってしまった。ジャーナリズムとしても私は手法が非常にまずかったと思います。

最近の手法としては、昨日、三浦瑠璃さんのヒアリングなどをしていて話題に出たんですけども、フェミニズムも従来は大変戦うスタイルが多かったけれども、最近は#MeTooだとか、ハイヒールの運動とか、ソフトな形で、ネットワークも使ってやっていく。これが本来のジャーナリズムの先端的なスタイルなのに、あの部屋はまるで70年代、或いは80年代のデモ行進のようでした。

そんなものを急に見せられ、トリエンナーレであれを見て、ジャーナリズム的な問題意識を人々が持つというのはかなり無理があった。こういう意味で私はジャーナリズムとしても大失敗であり、アートとしても大失敗であったと個人的な意見ですけども、結論づけたい。

これはさておき、83ページ以下のまとめ、これをさっといきます。

全体のまとめですから今日話した話の要約です。83 ページにいきますけれども、原点は、電凸攻撃とテロである脅迫だったと。

84 ページ、批判された作品は主に三つだったと。

それから、県庁のあり方、公立美術館で公金を使ってという批判があったという事実で、それから二次的影響も懸念されるという事実。

それから 85 ページ、芸術祭全体にとってあのテーマがあるということはどうだったのかということについては、よかったんじゃないかということですね。不自由展のみならず、全体に政治という扱いにくいテーマを使っていて先端的であるということ。芸術祭全体としては悪くない。

それから 86 ページ、過去に禁止となった作品をやるということ自体も悪くない。しかし 7 番、作品選定への疑問がある。それから 8 番、SNS の問題。それから三つの作品のキュレーション不足という問題。

それから 88 ページ、会場内の全体の問題が多々ある。通路に 20 分の映画作品を見せて、立ち見にしてしまったとかですね。予算とか時間の問題もあるわけだけでも、会場設営という意味の大きな意味のキュレーションでも問題があった。

それから SNS の扱い、これも 89 ページ、8 番ですが、失敗をした。それから 9 番。エデュケーションプログラムなどが必要な、とても難易度の高いテーマだけでも、それをやらなかった。

90 ページ。10 番は、これはさっき私も個人的感想で申し上げたポイントです。

準備プロセスの問題は先ほどお話したので、省略します。91 ページです。

92 ページは芸術監督の選定プロセス。それから後、前回あまり議論しなかった話ですが、一方で報酬が極めて低い。それから人事裁量権もほとんど持っていない、という問題です。

建前上絶大な権限が与えられていて、アクション、行為については権限がかなりあるけれども、実際は人事裁量権とか予算のパワーはあまりなく、一方で協賛金集めはしなくちゃいけない。芸術監督の責任問題がたくさんある一方で、与えられたパワーも限られていて、非常に割の合わない仕事ではないかと結論付けております。

後はガバナンスとか組織体制の問題が 93 ページ。94 ページ。中止はやはりやむを得ないということで、95 ページからは再開に向けての話ですけれども、ここは前回なかったのでちょっと読み上げのお話します。14 番、条件が整い次第速やかに再開すべきである。一番重要なのは脅迫電凸等のリスク回避策、それから展示方法、解説プログラムの改善、或いは追加というものが、これは多岐にわたると思いますが、この辺が必要。

それから、写真撮影 SNS に関してはルールがいるのではないかということ。それからあと、海外に対する二次的影響というのが非常に大きいので、海外作家に対する十分なコミュニケーションが必要。或いは中止の理由を誤解している人達もいるので、説明が重要。

次、96 ページ、県民です。県民と国内を中心とする出展作家に徹底した情報公開。それからあと意見聴取、ヒアリングを続けていく必要がある。いろんな疑問がすでにあります

ね。それから情報公開もある程度しているけれど、やはりショックが大きかった。今日もまさに公開でやっているわけですがけれども、さらに広く意見を聞くと。今やっているWebのアンケートは引き続き続けて、出てきたことについては、できるだけオープンにしたいと。

さっきの参考資料4には、かなり生々しい言葉もあります。こういうものも全部オープンに出していく。後もう一つ重要なのは16の3番目、県民と作家から広く賛否両論を聞く。それを公開し、双方が反対の考えを持つ人の意見もまたよく聞く。そういう機会を出すことが重要で、これこそがまさに表現の自由が目指している公共的な空間ということであって、テロに負けたままではなく、これを機に議論の土壌というものを耕していくべきだと考えます。

それから17番。次回以降のトリエンナーレに向けて。これはさっき申し上げた通り、県庁が手づくりでやってきたという、過去3回の愛知県のすばらしい伝統がある。この国際的なネットワークとかグローバルなテロリズムの蔓延するような社会において、素人の職員が汗かきながら、3年に一度頑張りますというシステムはもう多分機能しないんじゃないかと。かといって業者さんに丸投げも違う。新しい体制を考え、日本で最大規模の、これまで成功してきている、今回も含めて成功のトリエンナーレは続けていっていただきたいと。

これが今回のまとめになります。これは委員みんなで議論したものを、メールで議論してまとめた内容です。

(山梨座長)

はい、どうもありがとうございました。

今まずは資料という案の95、96ページに書いてあることは非常に重要なことですが、その記載をするということも含めて、まずは、この中間報告(案)について、今、案がついています。

しかし、皆さん検証委員会の各委員から、これで概ねよろしかろう。あるいは、ここを修正してくれっていう強い意見がなければ、もちろん、一方でこれからまだヒアリングを昨日したばかりとか、今後の予定はあるでしょう。例えば、やっぱり芸術監督を過去に務めた五十嵐太郎さんのヒアリングをやってない。あるいは、名古屋市長の河村さんに、ヒアリングをまだやってないという、いくつか欠かせない部分もありますし、もっと作家たちにも広くヒアリングを進めていかなきゃいけないという事情があるので、そういう部分はさらに追加されていくと思いますが、今日、机上に置かれた中間報告(案)と、データ図表集と、こういうものをセットにして、私どもの検証委員会としての検証の中間報告にしていくということについて、特に異議があったらどうぞ言っていただきたいと思いますが、よろしいですか。

はい。そうすると皆さんのOKをいただいたので、さらに参考的な、今申しましたよう

なこれから完全版をつくっていかなくちゃいけない。中間報告の完全版を、10月半ば過ぎをめどに作成していくということで中間報告の、今日机前にお配りしたものは、案を取るといっていきたくと思います。

はい。それで引き続いて、今申しました95、96ページ、つまり再開に向けてということですが、非常に重要なものなので、ちょっと時間を食っていくと思いますけれども、ここについて議論を始めたいと思いますが、まずは、ここに書いたように95ページに書いてあるように条件が整い次第、速やかに再開すべきである、というふうなことがあってこの条件というものをどう考えるかということについて、委員の皆さんの話をお聞きしたいと思いますが、まずは金井さんの方である程度何ていうんでしょう、学芸的な立場っていうか美術館の事情を知ってらっしゃるといふふうな、あるいは展示・展覧会っていう物の作り方をしてらっしゃるといふことで、金井さんの方から再開のために必要な条件を具体的に提示されるようなことはありますか。

(金井委員)

そうですね、どういう条件がクリアされなければ、再開できないのかということだと思わなくては、まず基本的なところから考えると、やはり今回はとにかく情報の伝達、これが非常に限られていたわけで、観賞に必要な情報をさらに十分に提供する仕組みがないと、展示としてはやはり難しい、成り立たない。

それからもう一つ、フォーラム等の現場でも私たちは十分感じたところかと思わすけれども、鑑賞者の意識や考えにはやはり相当幅がある、多様性がある。そのことを尊重する。そこなしには、公開へは進まないだろうという認識がございます。多様性を、意見の幅をいかにすくい取るかということです。

それからもう一つなんですけれども、今回の件は、もう私たちが経験した一つの事件なので、そういった意味では、展示そのものを、むしろそれ自体として俯瞰的に観察するというんでしょうか。こういった出来事があったということ、検証し、かつ観賞するような視座が必要だろうというふうに考えています。一旦それぐらいです。

(山梨座長)

はい、どうもありがとうございました。今、金井委員から再開にするにあたっては、むしろ展覧会の作り方、基本的な構えを、このようにしたほうがいいのではないかっていうご意見をいただきました。もちろん、95ページに記載されていますように、見る場の安全を作っていくという意味で、脅迫や電凸等のリスク回避を十分に講じること、これも同時に非常に重要なことになっていくでしょう。また、95ページに同じく書いてあるような写真撮影、SNSによる拡散を防ぐためのルールの徹底、そして、金井委員がおっしゃった基本的なことを具体化していくために、展示方法や解説プログラムの改善や追加、あるいは、大浦さんの映像作品をどう見せるかという問題がいろいろあると思います。その

辺について、委員の方から何か、今ここで、言っておかなければいけないことがあったら述べて欲しいと思いますけど。岩淵委員、何かありますか。

(岩淵委員)

展示が再開されることが望ましいと思うのですけれども、それを見にいらした方にどのように受けとめろと強制することは、それはそれで、アートの暴力だと思うところがあります。見たものをどう受けとめ、どう解釈するかはあくまでも鑑賞者の側の自由だと思いますので、展示を再開する側の課題としては、できる限りの説明をするのだけれども、その受けとめ方に関しては、広く受け入れる寛容な態度をこちらの方でも目指すべきではないかと思います。

(山梨座長)

企画者側が一方向的に説明してわかってくださいっていうだけではなくて、受けとめた側が、これ違うのではないか、俺はこう思う、私はこう思うっていうことを、そういう対話的なやりとりを積極的に作っていくということ、展覧会の中にプログラムとして組み込むことが、何よりも重要だということですね。他に、太下委員、何かありますか。

(太下委員)

はい、いろんな論点があると思います。再開の条件としては、先ほど金井委員がおっしゃったことともダブりますけれども、この不自由展、要するに表現の自由というものについて、それを観賞する人が、より深く理解できるようなエデュケーションプログラムは必須だと思います。

9月21日のフォーラムで、アーティストの方々と市民、県民の方々の対話という形で、アーティストの方っていうのはどういう思いで作品を作っているのか、また、当日欠席されましたけど、作品制作にあたっての大浦さんご自身の意図もご紹介させていただいたわけですが、やはり今回のこの不自由展の作品というのが、解釈によっては炎上を招きかねないという、そういう性質の作品があるわけですので、これはきちんとエデュケーションプログラムを通じて鑑賞者の理解をより深めるようなことが必要です。もちろん理解というものは、特定の理解や概念を押し付けるということではなく、作品は多様な理解があり得るのだということも含めた上での理解ということになります。

そういった意味では、9月21日のフォーラムのようなものが、本来は当初から複数回、実施されてしかるべきだったと思うわけです。今からでももちろん遅くないわけですから、あのようなフォーラムであるとか、または、さらに今後の表現の自由というものをもっと愛知県全体で考えていくのだということを見ると、例えば県立高校に、アウトリーチをしていくことも非常に大事なことだと思います。

過去の検閲の歴史を見ていくと、検閲の基準というもののはどんどん変わっていくという

のがわかるわけです。特に性的表現が非常に典型的ですけれども、過去の時代の検閲表現を見ると、現在の我々から見ると何でこれが検閲の対象だったのかが理解できないぐらいの検閲が行われているわけです。そういったことも含めて、例えば、対象は美術だけに限る必要もないと私は思っています。

今日、我々が読める世界の名作文学は結構な割合で、実は検閲の歴史を受けています。例えばフローベールの『ボヴァリー夫人』とか、ヘンリーミラーの『北回帰線』とか、サリンジャーの『ライ麦畑でつかまえて』とか、ナボコフの『ロリータ』とか、アップダイクの『走れウサギ』とかです。誰でも知っているような、また日本で有名な『ちびくろサンボ』とかです。

様々な理由で実は検閲を受けて、そういったものを例えば読書体験するだけでも、検閲というものに対する考え方が大分変わってくると思います。

さらに言えば、特にこれから未来へ向けて、検閲がどう変わっていくのかっていうことも合わせて考えるべきではないかなと思うのです。

先ほど図で紹介しましたが、従来型の検閲というのは、政治的なまた経済的な権力者が一方的に検閲するというパターンだったわけですが、これからの検閲というのは、今回の電凸のような形の市民が自ら検閲をする、または、そういったテロを恐れて自ら、自己検閲してしまうとかです。さらに言うと、いわゆるG A F A（ガーファ）といわれるものに代表されるような情報プラットフォームが、独自のプロトコルで情報が表示されないような形に簡単にできる社会に我々生きているわけですから、検閲のあり方も劇的に変わっているわけです。そういったことも含めて我々はどういうふうに情報というものを取り、理解していくべきかということも含めて、この検閲の問題を考えていくような、本当に幅広く深いエデュケーションプログラムをぜひ実施すべきだと考えています。

(山梨座長)

はい、どうもありがとうございました。曾我部委員はいかがでしょう。

(曾我部委員)

はい、美術館の展示ということについては、全くの素人なので、あんまり申し上げられないのですが、ただ作品の今日のプレゼンテーションの中でもあったわけですが、作品の受けとめ方、読み取り方って非常に多様である。特に現代アートにおいては、とりわけそうであるというご発言があったと思うのですが、そこはおっしゃる通りだと思うのですが、ただそうは言ってもなかなか一般の素人がパッと見て、多様な受けとめ方があるのだということは、なかなかそこは、それに至りにくいような気もするので、例えばその少女像なんかは、いろんな、例えばいろんな立場の方からのインタビューみたいなものを動画で編集してそこに、横に置いておくとかですね。つまり、それによっていろんな見方があるのだということ、もう、誰でもわかるような仕掛けにするとかですね。そうい

うような工夫が、できたらいいのかなとかですねそういうことは思いますし、あとはこの展示そのもの、今回再開の話とちょっとずれてしまうのですが、そもそも、今回不自由展のコンセプトから言うと、現物を見ることも大事なわけですが、ただ現物見なくてもある程度趣旨が、わかるということなので、そういうコンテンツをもうウェブで全部載せちゃうとかですね、それによって広く問題提起していくとか、そういうことも、やってもいいのかなとも思ったりもいたしますし、さらに、再開の話とさらにずれますけれども、今回いろいろ、いわゆる検閲を受けて展示できなかった作品というのは、例えば性的なものとか、いろんなものがあるわけですので、改めて仕切り直してですね、どこかで、きちりしたものをやるということも、将来的には考えていただいてもいいんじゃないかなと。トリエンナーレでということではないのですが、日本のどこかで考えていただいても、いいのではないかなと思いますし、そういうことができるような日が来れば、実際にはそういう展覧会が必要ないという話になるかもしれませんけれども、そういうことは、少し思いました。

(山梨座長)

どうもありがとうございました。トリエンナーレ内の今、中断されている展覧会をどう再開するかということも含めて、さらに将来的にはそういう展覧会で、規模の大きいといういろいろな問題があるかもしれませんが、様々な角度から考えられるような展覧会を仕切り直してもいいのではないかという意見を合わせていただいたという考えです。

副座長はいかがでしょう。

(上山副座長)

はい、手短にですが、キュレーションの問題は前日も今日も議論したので、例えば少女像の説明はプラスアルファで、両論併記にしないではいけないとかです。この辺の議論はこの報告書から、おのずと出てくる改善しなければいけないポイントがあると思う。それについては改善リストという形で、必要条件という形で私は整理する必要があると思います。プラス、必要条件の中に、やはり、さきほど私が申し上げたジャーナリズム的な説明の補強もやはり必要だと思います。そもそも、一番重要なのは表現の不自由とは一体何なのかという説明、それからなぜこれが重要なテーマなのかと。これは当たり前のようでいて今回の政治家の一連の発言を見ていると政治のプロでも、全然わかっておられないことが炙り出された。目に見えない自己検閲とか付度とか、こういったような問題が実は日本社会に結構あるのだと。それが民主主義とか政治の問題の根っこにあるのだということ、やはり積極的にしっかりと説明することがいる。

これは、別にあの部屋でやる必要は全然なくて、セミナーとかフォーラムでもいい。ウェブサイトを使って学習していただいてもいいし、そういう別の媒体を使ってやるべきで、作品に全てを語らせるのは無理だろうと思います。そもそも作品だけ見せて、全てを伝え

るということ自体が無理なテーマではないかと思えます。

それから、あともう一つ、電凸です、私は電凸もホームページ上に乗せて公開してしまったらいいと思う。前回委員会で聞いたりしましたが、行き過ぎるところなのだという例として、参考になる。電凸は検証の結果、録音したものがかなり集積されてしかも分析が進んでいるわけですから。ホームページ上に載せて、順次毎週公開していく。

民主主義とかソフトテロとかいう問題に関わる重要な素材なので、展示材料としても扱う余地があると思えます。

(山梨座長)

はい、どうもありがとうございました。再開に向けていろいろな方法と同時に様々に解決していかなければいけない課題も、問題点も、作業も、あると思うという意見をいろいろいただきました。それを今後、トリエンナーレが終わるまでには時間があまりないですから、スピードを上げていろいろ検討していかなければいけないというふうになってきます。

一方で、今日、検証委員会としては3回目を迎えて中間報告を公表するという段階になりました。ですから、検証委員会は、過去の事案がどうであったかということ进行分析しながら、報告していくという役割でしたけども、検閲の検証を中間報告の末尾にあるような、今後どうするかということはむしろ検証ではなくて、検討しなければいけないというふうになります。

もちろん、我々委員会としては、そういう方向で当初から提案、提言を検証の結果を勘案して提出するというのも、ミッションの一つになっていましたので、私からは、検証委員会は今月で終了、来月からは、今お話いただいたような検討委員会に名称を変えて、今後のことを考えるということを中心にしていく。それで、もちろん検証委員会としてやってきた中間報告でまだ不備な点があり継続しなければいけない点もあると先ほど申しましたけども、その部分は、検討委員会の中でももちろん継続していく。陣容が変わるわけではないけども、作業として中心を将来への検討に向けていくという意味で、検討委員会というふうに名称を変えていきたいと思えます。ですから、明日からまた引き続き、手分けして急ぎながら、今言った方向つまり再開に向けて何ができるかというのを、事務局とも共同しながら、どんどん考えていきたいと思えますが。

(上山副座長)

今月で終了する必要はなくて、私は報告書が完璧なものになるという意味だと、来月半ばなのですが、活動として今日でいいのではないのでしょうか。今日で委員会としては終了して、この検証じゃなくて検討委員会に、本日付で。

(山梨座長)

今、私が申しましたように、仕事は明日から検討に向かうのだから、検証委員会の解散は今日でいいと。

(上山副座長)

月末という意味が、特に私はないと思います。

(山梨座長)

分かりました、皆さんいかがですか。それで意見がないようでしたら、本日この中間報告書を知事の方にお渡しするという形で、検証委員会は終了、直ちに検討委員会としての活動に入っていくというふうにいたしますので、異議ありませんか。

(上山副座長)

ちょっとだけ補足したいのですが、検証の作業の残りの部分で副座長として気になることを補足したい。10月半ばぐらいまでやっぱりかかるのは、一つ県民の皆さんから聞いたご意見を咀嚼整理して、この報告書に出していかなくてはいけない。それからアーティストの皆さん、かなり聞いているけどまだ聞けてない。これらのヒアリング及びアンケートの咀嚼と分析を出していかなくてはいけない。それから、今までインタビューに応じてくれた方々、特に不自由展実行委員会の皆さんとか、あと芸術監督には、この報告書を見ていただいて、事実関係がひょっとして、万が一違うとか、ご指摘いただきたい。それからご意見もありうると思うので。

これは、別途いただいて別冊資料の形で、そのまま載せる方が私はフェアだと思います。そういう意味でお時間をいただければ助かります。

(山梨座長)

わかりました。今、副座長が言われたように、あるいは私がさっき言いましたように、まだヒアリングが済んでいない、あるいはヒアリングが済んでいる、あるいはそのアンケートとかいろんな資料はいただいているけどその分析が進んでないというふうな補完しなければいけない部分が幾つかあります。それを含めた形で、中間報告の決定版といいますか、中間報告の最終版をさらに時間をかけて報告書を作っていくという作業が続いていくのだと思いますが、中間報告はそういう形で、10月半ばぐらいまでに時間をかけて作成していくことになります。

そして、そういう作業を続けながら一方で検証委員会は今日で終了し、明日からは、あるいは今日の検証委員会が終わった瞬間に検討委員会になるのか、その辺は微妙なところなので、わかりませんが、とにかく作業としては、これからは、検証委員会の続きを受けながら、一方で、再開に向かって、あるいは将来に向かって、何をすべきかということを検討していく委員会にしていくということでご了承いただきたいと思います。この中間

報告（案）の案を消した中間報告を知事の方にお渡ししたいと思います。

（大村知事）

今日は、第3回のあいちトリエンナーレのあり方検証委員会でこれまでの精力的なヒアリング作業等々を含めて、こうした形で中間報告、そしてデータを取りまとめていただきまして、誠にありがとうございます。

皆様の精力的な取り組み、心から感謝を申し上げたいと思っております。当初この検証委員会をお願いをさせていただいたのは、今回のこの一連の経緯等の事実関係の検証と、そして県民の皆様への情報公開ということでございます。そして合わせて、今後のトリエンナーレのあり方についてもご意見ご提言をいただくということでございますが、今回、こうした結構な資料を取りまとめていただいたことに、心から感謝を申し上げたいと思っております。

そして、このあり方検証委員会は、私どもの方から、山梨座長をはじめ、それぞれの先生方をお願いをさせていただいたこととございますので、この中間報告をあらかた取りまとめていただいたので、今日をもって検証委員会の役割を一区切りとし、そして明日から、検討委員会にするということで、委員の先生方全員のご同意いただけましたので、ぜひ私からも、改めて、あいちトリエンナーレのあり方検証委員会の皆様には、今日これまでの一連の経緯を検証し取りまとめていただいたこの中間報告をいただいたということで、しっかりと受けとめさせていただきます。

そして、この検証委員会の最後のまとめのところの、この95、96ページにあります再開に向けてという報告、ここのところが一番結論と申しますか重いところだと思いますが、これは、私といたしましても、しっかりと受けとめさせていただきます、この中間報告にありますように、あいちトリエンナーレそして表現の不自由展、この一連の経過をしっかりと受けとめさせていただきます、しっかりと踏まえて、「条件を整えたいうえで、再開を目指したい」というふうに思っております。

そういう意味で、そういう方向で是非、この検証委員会改めて検討委員会としていただきまして、引き続き検証作業続をやっていただくこととあわせて、この再開に向けての条件整備について、どういう形で行うと、どういう形の条件を整備したら再開ができるかということも、また大変恐縮でございますが、明日からあいちトリエンナーレのあり方検討委員会として、精力的にまた作業を取り組み等々していただき、是非よろしく願いを申し上げたいと思っております。

10月14日までという会期がだんだん迫ってきておりますので、急ピッチの作業をお願いすることになるかと思いますが、是非よろしく願いを申し上げたいと思っております。

そして合わせまして、会期の10月14日までは、再開に向けての条件整備についての作業、検討をお願いいたしますが、その後は、次回以降のトリエンナーレに向けてという、

ご提言もいただいておりますが、さらに、具体的にご意見ご提言をいただいて、指針をお示しいただけるとありがたいと思っておりますので、何卒よろしくお願い申し上げたいと思っております。

私からは以上でございます。本当に、これだけの短期間で、これだけの内容のものをまとめていただいたことに、そしてまた、委員の先生方のご尽力に、心から感謝を申し上げます。検証委員会、先ほど中間報告をいただいたことへの御礼とごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

4 閉会

(事務局)

以上をもちまして、第3回あいちトリエンナーレのあり方検証委員会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。